

# 庁議の概要

◎開催日時：令和8年3月27日（金）午前8時25分～午前8時50分

◎概要：以下のとおり

◎出席者：市長、秋元副市長、足立副市長、教育長、水道事業管理者  
部長級17人、次長級1人

## ◆案件・・・13件

### \* 総務部

#### ◎事務引継ぎについて

- ・内容：新体制での職務執行に向けて、速やかに事務引継ぎを行うことについて
- ・担当課：総務部総務課

#### ◎令和8年度給与制度の改正について

- ・内容：給与制度の改正について
- ・担当課：総務部人事課

#### ◎旅費制度の改正について

- ・内容：旅費制度の改正について
- ・担当課：総務部人事課

#### ◎新規採用職員研修について

- ・内容：新規採用職員を対象とした研修の実施について
- ・担当課：総務部人事課

#### ◎新規採用職員指導育成制度の実施について

- ・内容：新規採用職員に指導育成担当者を付け、能力の向上を図ることを目的とした育成制度について
- ・担当課：総務部人事課

### \* 企画財政部

#### ◎「令和8年3月議会における指摘・要望事項」等について

- ・内容：市長・副市長ヒアリングにおける資料の提出について
- ・担当課：企画財政部財政課

#### ◎行政計画等一覧の共有について

- ・内容：行政計画等一覧の共有について
- ・担当課：企画財政部政策企画課

#### ◎令和7年度版茨木市公共施設白書の完成の報告について

- ・内容：本市公共施設の基本情報等を整理した白書の令和7年度版について
- ・担当課：企画財政部政策企画課

**◎令和7年度施策評価（取組評価）の実施について**

- ・内 容 : 総合計画の進行管理や効率的で効果的な行財政運営のために施策評価（取組評価）を実施することについて
- ・担当課 : 企画財政部政策企画課

**\* 市民文化部**

**◎きらめきフェスタの報告について**

- ・開催日等 : 3月14日(土)・15日(日)／生涯学習センターきらめき
- ・来場者数 : 3,927人
- ・担当課 : 市民文化部文化振興課

**\* 健康医療部**

**◎茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画〔第2版〕の策定について**

- ・内 容 : 茨木市新型インフルエンザ等対策行動計画〔第2版〕の策定について
- ・担当課 : 健康医療部健康づくり課
- ・資 料 : 別紙のとおり

**\* 産業環境部**

**◎「第3次茨木市一般廃棄物処理基本計画」の策定について**

- ・内 容 : 「第3次茨木市一般廃棄物処理基本計画」の策定について
- ・担当課 : 産業環境部環境政策課
- ・資 料 : 別紙のとおり

**\* 建設部**

**◎茨木市みどりの基本計画の策定について**

- ・内 容 : 茨木市みどりの基本計画の策定について
- ・担当課 : 建設部公園緑地課
- ・資 料 : 別紙のとおり

**◆特別職発言等特記事項**

(福岡市長) ・ ・ ・ ・ なし

# 茨木市新型コロナウイルス等対策行動計画〔第2版〕の概要版

## 新型コロナウイルス等対策行動計画

- 新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づき、新型コロナウイルス等による感染症危機が発生した場合に、**平時の準備や感染症発生時の対策の内容を示した計画**。※市行動計画はH26.2に策定
- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応や法改正等を踏まえ、令和6年度に「**新型コロナウイルス等対策政府行動計画**」及び「**大阪府新型コロナウイルス等対策行動計画**」が改定。
- 国は、**おおむね6年ごとに政府行動計画の改定について必要な検討**を実施。大阪府においても、国の動向や府の取組状況等を踏まえ、必要に応じ、府行動計画の改定を検討。

### 新型コロナウイルス等対策の目的

- 1 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。**
- 2 市民生活及び市民の社会経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。**

### 今後の未知のウイルスに対する備え

今後の未知のウイルスに対する備えとして、国・府をはじめ、二次医療圏における医療機関等との連携及び適切な役割分担のもと、感染予防やまん延防止、医療体制の確保に向けた取組を推進する必要がある。

感染症法などの関係法令や、国・府の方針や計画等に加え、本市の対応記録を踏まえ、市行動計画の見直しや、大阪府茨木保健所と連携を図りながら、健康危機管理の対応について定めた手引書の作成などを進める。

誰もが平時から感染症の流行状況に関心を持ち、自らを感染症から防ぎ、身近な人を守る、ひいては地域社会を感染症から守ることは重要であり、特に、医学的に生命に関わるリスクが高い方々に感染が及ばないような配慮が重要であることから、基本的な感染症対策を一人ひとりが習慣化できるよう周知・啓発に努める。

※「茨木市新型コロナウイルス感染症対応の記録」（令和6年（2024年）3月）

## 主な改定内容

国や府との適切な役割分担のもと、平時からの備えや感染症対応を実施するため、政府行動計画及び府行動計画との整合を図り、**7つの主要な対策項目**に取り組みとともに、対策項目ごとに**3区分（準備期、初動期、対応期）**で記載。

より具体的な対応を進めることができるように、各対策項目の**記載事項を充実**させるとともに、市担当部署の記載を**具体的な所管課の記載**へと改める。

おおむね6年ごとの**政府行動計画改定に係る検討**や、**府行動計画の見直し**を踏まえ、必要に応じて市行動計画を見直す。

「大阪府茨木保健所健康危機対処計画」を踏まえ、本計画を地域保健法に基づく**「健康危機管理の対応について定めた手引書」**としても位置付け、平時から感染症のまん延等に備えた準備を計画的に進める。

## 7つの対策項目

### 実施体制

平時から、関係機関の役割の整理及び連携を強化するとともに、感染症危機の状況並びに市民生活及び社会経済活動の状況や各対策の実施状況に応じて、柔軟に実施体制の整備及び見直しを行う。

### 情報提供・共有、リスクコミュニケーション

- ・平時から、感染症対策等について適時に必要な情報提供・共有を行い、市民等の感染症に関するリテラシーを高める。
- ・科学的根拠等に基づいた正確な情報について、迅速に分かりやすく提供・共有するとともに、可能な限り双方向のリスクコミュニケーションを行うよう努める。

### まん延防止

国や府等から示される指標やデータ等を活用しながら、緊急事態措置に基づく市の対策の効果と影響を総合的に勘案し、柔軟かつ機動的に対策を切り替えていくことで、市民生活や社会経済活動への影響の軽減を図る。

### ワクチン

- ・国や府の方針を踏まえ、新型コロナウイルス等に対応したワクチン接種を円滑に実施できるよう、平時から着実に準備を進めるとともに、接種を希望する市民が迅速に接種を受けられるようにする。
- ・実際の供給量や医療従事者等の体制等を踏まえ関係者間で調整を行い、柔軟な運用が可能な体制を維持する。

### 保健

有事に、必要な地域保健対策を継続して実施できるように、府、府保健所、医療機関等との役割分担・連携体制に基づく協力をするとともに、それぞれが求められる業務に必要な体制を確保し、役割を果たすことができるように、感染症の特徴・病原体の性状や、地域の実情に応じた柔軟な対応を行う。

### 物資

有事に必要な感染症対策物資等を確保できるよう、府と連携して必要な感染症対策物資等の確保及び備蓄状況の確認を行う。

### 市民生活及び市民の社会経済活動の安定の確保

平時から、有事に備え、事業者や市民等に対して必要な準備を行うことを推奨するとともに、市民生活及び社会経済活動の安定を確保するための取組を行う。

# 第3次茨木市一般廃棄物処理基本計画

## 概要版

令和8年(2026年)3月  
茨木市

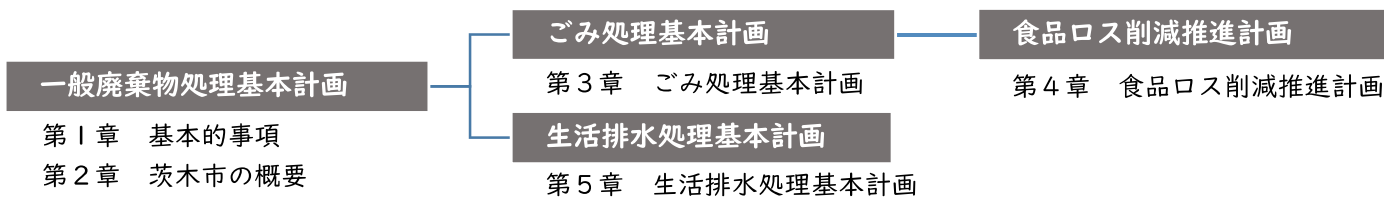
### 一般廃棄物処理基本計画とは

本計画は、廃棄物処理法に基づき、ごみの減量化、リサイクル、収集・運搬、適正な処分など、長期的な視点で一般廃棄物処理に関する基本方針を定める計画です。

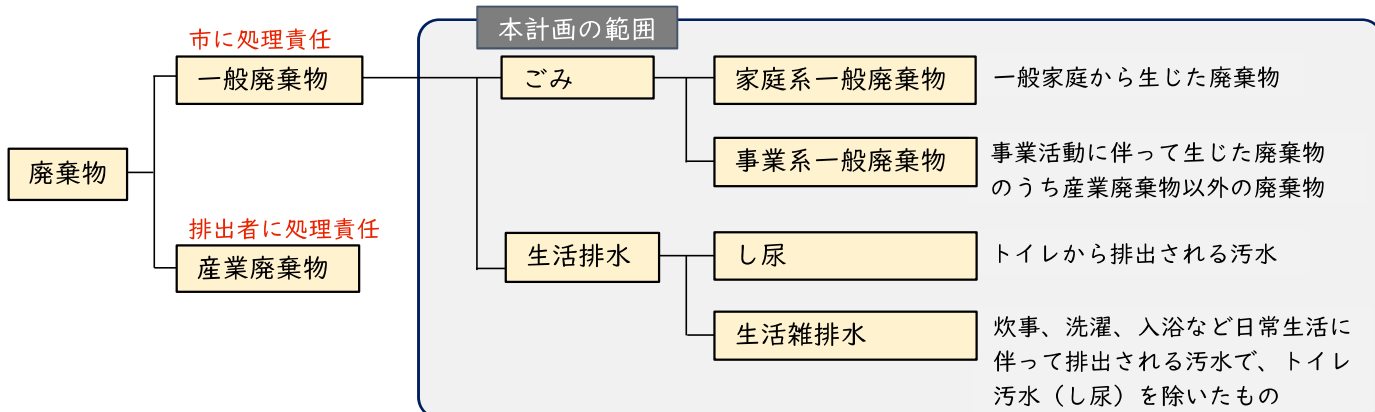
### 計画期間

令和8年度(2026年度)を初年度、令和17年度(2035年度)を目標年度として策定しています。

### 構成



### 対象範囲



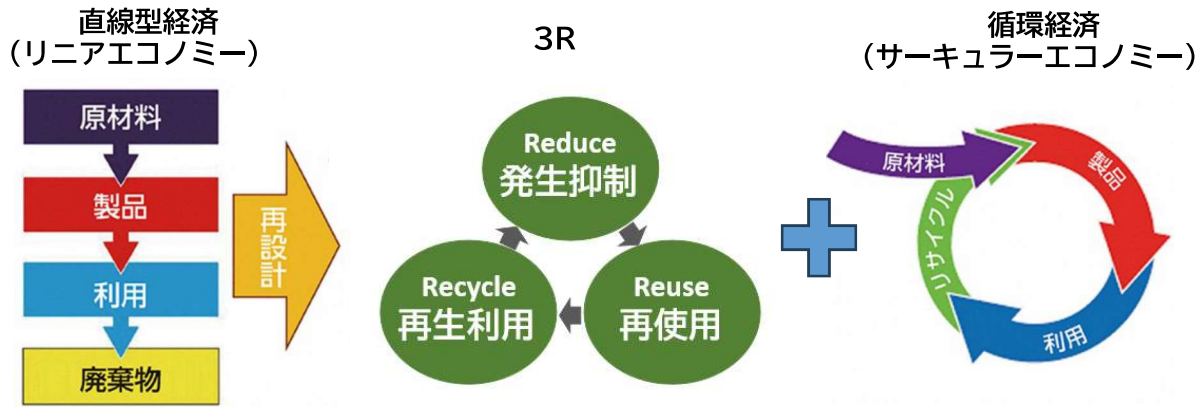
# ごみ処理基本計画

## ◆基本理念

「もったいない」がずっと環(めぐ)るまち いばらき

### ●3Rと循環経済(サーキュラーエコノミー)

下図のとおり、かつての「資源を取り出して製品を作り、使ったら捨てる」という「直線型経済(リニアエコノミー)」から、「リデュース(発生抑制)」「リユース(再使用)」「リサイクル(再生利用)」を通じて廃棄物を減らし資源を有効活用しようとする「3R」という取組に加え、再生部品や再生資源を活用することで製品や資源を可能な限り循環させ廃棄物を最小化する仕組み「循環経済(サーキュラーエコノミー)」への移行をめざします。



## ◆基本方針

ごみの適正な分別収集で資源の循環を進めるとともに、ごみ処理施設の効率的な運転及び経費の抑制に努める

## ◆目標値

(1) 1人1日当たり家庭系ごみ量(資源物を除く)	(2) 事業系ごみ量																		
<p>基準年度実績 : 404.3g/人・日 目標年度目標値 : <u>370.0g/人・日</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年度実績</th> <th>中間見直し年度目標値</th> <th>目標年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度 (2024年度)</td> <td>令和12年度 (2030年度)</td> <td>令和17年度 (2035年度)</td> </tr> <tr> <td>404.3</td> <td>383.0</td> <td>370.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位:g/人・日</p>	基準年度実績	中間見直し年度目標値	目標年度目標値	令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	404.3	383.0	370.0	<p>基準年度実績 : 43,511t 目標年度目標値 : <u>42,000t</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年度実績</th> <th>中間見直し年度目標値</th> <th>目標年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度 (2024年度)</td> <td>令和12年度 (2030年度)</td> <td>令和17年度 (2035年度)</td> </tr> <tr> <td>43,511</td> <td>42,950</td> <td>42,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位:t/年</p>	基準年度実績	中間見直し年度目標値	目標年度目標値	令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	43,511	42,950	42,000
基準年度実績	中間見直し年度目標値	目標年度目標値																	
令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)																	
404.3	383.0	370.0																	
基準年度実績	中間見直し年度目標値	目標年度目標値																	
令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)																	
43,511	42,950	42,000																	
<p>(3) 最終処分量(摂津市を除く)</p> <p>基準年度実績 : 4,834t 目標年度目標値 : <u>4,500t</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基準年度実績</th> <th>中間見直し年度目標値</th> <th>目標年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和6年度 (2024年度)</td> <td>令和12年度 (2030年度)</td> <td>令和17年度 (2035年度)</td> </tr> <tr> <td>4,834</td> <td>4,667</td> <td>4,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>単位:t/年</p>	基準年度実績	中間見直し年度目標値	目標年度目標値	令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	4,834	4,667	4,500	<p>(4) リサイクル率(出口側の循環利用率)</p> <p>平成26年度~令和6年度は21%~23%を推移 目標年度(令和17年度)目標値 : <u>23%以上</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>目標年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成26年度~令和6年度 (2014年度~2024年度)</td> <td>令和17年度 (2035年度)</td> </tr> <tr> <td>21%~23%を推移</td> <td>23%以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>集団回収等が減少している等の現状を考慮して設定</p>	実績	目標年度目標値	平成26年度~令和6年度 (2014年度~2024年度)	令和17年度 (2035年度)	21%~23%を推移	23%以上			
基準年度実績	中間見直し年度目標値	目標年度目標値																	
令和6年度 (2024年度)	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)																	
4,834	4,667	4,500																	
実績	目標年度目標値																		
平成26年度~令和6年度 (2014年度~2024年度)	令和17年度 (2035年度)																		
21%~23%を推移	23%以上																		

※目標値の基準年度は2024年度(令和6年度)、目標年度は2035年度(令和17年度)です。

## ◆基本施策1 減量化の推進

めざすべき姿	家庭系ごみや事業系ごみが減少し、また、不適正ごみの搬入防止が図られています。
--------	--

- 取組 1-1 家庭系ごみの減量化の推進
- 取組 1-2 事業系ごみの減量化の推進
- 取組 1-3 資源物分別の推進

### 【取り組むこと】

- ・コンポストの普及
- ・マイバッグの普及、持参
- ・簡易包装の商品の選択
- ・エコプラスチック、バイオマスプラスチックの使用を推進
- ・エコショップ認定制度の周知、活用、利用
- ・ごみ分別アプリなどの活用、普及啓発
- ・不適正なごみの混入防止のための情報発信



【ごみ分別アプリのアイコン】

## ◆基本施策2 再資源化の推進

めざすべき姿	家庭や事業所のごみが適正に分別され、ごみの資源化率が上昇しています。
--------	------------------------------------

- 取組 2-1 家庭系ごみの再資源化の推進
- 取組 2-2 事業系ごみの再資源化の推進

### 【取り組むこと】

- ・プラスチックごみ分別の検討
- ・集団回収、拠点回収、店頭回収の促進、回収に協力
- ・雑がみを分別し、回収に協力、周知強化
- ・ごみ分別アプリなどの活用、普及啓発、
- ・資源物持ち去りに対し、定期的にパトロールを実施
- ・店頭回収の品目等の増強の取組
- ・啓発や事業所訪問により、再資源化の促進



## ◆基本施策3 適正処理の推進

めざすべき姿	ごみを適正に分別収集し、資源の循環が進んでいます。また、効率的かつ安定的なごみ処理運転を実現し、ランニングコストなどの抑制を図られています。
--------	--

- 取組 3-1 効率的なごみ処理の推進
- 取組 3-2 ごみ処理施設の適正な運用
- 取組 3-3 新たな炉の更新検討

### 【取り組むこと】

- ・スマイル収集の利用促進・周知
- ・リチウムイオン電池等の収集検討
- ・不法投棄や散乱の防止
- ・3R、食品ロス削減によるごみ発生抑制
- ・事業系一般廃棄物と産業廃棄物の分別
- ・施設の必要な点検・補修を実施し、適切な運転管理



## 食品ロス削減推進計画

### ◆基本理念

「もったいない」がずっと環(めぐ)るまち いばらき(「ごみ処理基本計画」の基本理念)

### ◆目標値

#### (1)食品ロス量

指標		令和2年度(2020年度) 【実績値】	令和12年度(2030年度) 【国目標年度】	令和17年度(2035年度) 【本計画目標年度】
家庭系	削減率	-	-13%	-20%
	国食品ロス量	247万t/年	216万t/年	-
	本市食品ロス量	4,857t/年	4,226t/年	3,886t/年
	【参考】1人1日あたり	47g/人・日	41g/人・日	38g/人・日
事業系	削減率	-	-20%	-30%
	国食品ロス量	275万t/年	219万t/年	-
	本市食品ロス量	9,193t/年	7,354t/年	6,435t/年

#### (2)食品ロス削減の取組を行う市民の割合

項目	取組項目		市民アンケートの上位回答項目
	2項目以上	1項目以上	
家庭での取組 【目標】2項目以上 <b>95%</b>	93.6%	98.8%	「賞味期限」「消費期限」が過ぎても自分で食べられるか判断する：75% 残さず食べる：73% 冷凍保存を活用する：71%
外食時での取組 【目標】2項目以上 <b>80%</b>	71.7%	97.9%	食べ切れる量の料理を注文する：84% 残さず食べる：75% メニューになくても「少なめ、小盛り」を頼む：16%

※表中の数値は令和6年度(2024年度)に実施した市民アンケート調査の割合です。

### ◆取り組むこと

- ・「3きり運動」の推進
- ・フードドライブ
- ・エコショップ認定制度の推進
- ・フードシェアリングサービス「Kuradashi」の推進



## 生活排水処理基本計画

### ◆基本理念

「次世代(未来)へつなぐ・みんなで共創する環境のまち」(「第3次茨木市環境基本計画」の環境像)

### ◆基本方針

地域の状況に応じて下水道と合併処理浄化槽の整備等の取組内容を継続し、生活排水処理対策を引き続き推進します。

### ◆目標値

項目	令和6年度(2024年度) 【実績値】	令和17年度(2035年度) 【本計画目標年度】
下水道区域内普及率	99.83%	100%
生活排水適正処理率	98.94%	99.8%

※下水道区域内普及率とは、下水道区域内人口に対し、下水道が利用できる人口(下水道供用開始人口)の割合です。

※生活排水適正処理率とは、行政区内人口に対し、下水道や合併処理浄化槽により生活排水を適正に処理している人口の割合です。

### ◆取り組むこと

#### ①生活排水処理施設の整備

- 取組1：公共下水道の整備促進
- 取組2：公設浄化槽の設置促進

#### ②住民連携

- 取組1：家庭・事業所でできる発生源対策
- 取組2：広報活動・啓発活動
- 取組3：環境学習

#### ③し尿・浄化槽汚泥の適正処理

- 取組：災害発生時の処理・処分



## 改定の視点

### 視点1

みどりの拠点やネットワークの充実により「みどり」と「みどり」をつなぐことで、地域間および地域内での連携や波及効果を生み出す。

### 視点2

多様な主体によるみどりの活用の促進により「みどり」と「人」をつなぐことで、市民の暮らしにかかわる様々な活動を生み出す。

### 視点3

みどりに関わる共創の取組の推進により「人」と「人」をつなぐことで、豊かなまちとなることを目指す。

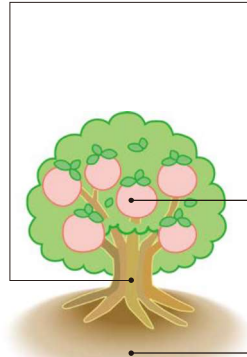
⇒視点1～3への対応を、具体施策の各取組に示す

### 視点4

日常生活において身近なみどりを感じ活用できる、住まい近隣の生活圏におけるみどりの質の向上を図る。

⇒視点4に対応し、重点的な取組として地域別方針を作成

## 基本方針と具体施策



### 基本方針・具体施策

#### 【基本方針1】 共創によるみどりのまちづくり

果実を支え、育てる“幹” ～共創を進める普及・啓発や活動支援等のしくみ～

具体施策（1）みどりに関する普及、啓発と市民団体等のみどりに関わる活動への参加促進

具体施策（2）みどりに親しみ、学ぶイベントの開催

具体施策（3）緑化事業の推進

#### 【基本方針2】 みどりの活用

成果として実るたくさんの“果実” ～様々なみどりの活用・成果～

具体施策（4）地域コミュニティや様々な都市活動の場としてのみどりの活用

具体施策（5）みどりやまちづくり活動等にかかる情報の発信

#### 【基本方針3】 みどりの保全・創出

樹木を支える“土壌” ～基盤となる多様なみどりの環境～

具体施策（6）緑地の保全

具体施策（7）公園・緑地等の整備・管理運営

具体施策（8）まちなかのみどりの最適化

### 取組例



バラの剪定講習会



市民さくらまつり



民有地緑化



こどもの学習の場



いばきたフェスティバル



SNS等での情報発信



森林整備活動



元茨木川緑地の桜の育成

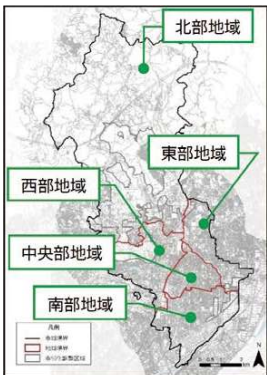


公共施設の緑化

## 重点的な取組

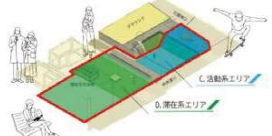
### 地域特性に応じた生活圏におけるみどりの充実

各地域でのみどりの拠点の形成・充実、地域特性を踏まえた生活圏における身近なみどりの充実を図ります。



#### 【中央部地域】

2コア1パーク&モールの都市構造の実現に向けた中心市街地の活性化が進められており、元茨木川緑地や、今後再整備予定の中央公園を中心に、みどり豊かなまちのイメージを形成する質の高いみどりの維持と、人のつながりや交流を生み出す場としてのみどりの活用を促進していきます。また、生活圏のみどりの機能の充実に取り組むとともに、身近に感じられるみどりの質の向上、生物の生息環境の保全に取り組みます。



市民会館跡地エリア第2期整備とあわせたまどりの充実

#### 【南部地域】

安威川、大正川、高瀬川などの河川・水路や元茨木川緑地などのまともなみどりを保全し、質の向上と活用を促進します。また公園など身近に感じられるみどりの質の向上や活用に取り組み、複数の公園や周辺の公共施設などと連携しながら公園機能を分担しネットワーク化することで、地域での公園機能の充実を図るとともに、事業者などと連携したみどりの充実や活用を促進します。



元茨木川緑地や若園公園等のみどりの質の向上、活用の促進

#### 【東部地域】

安威川、西河原公園などのまともなみどりを保全し、みどりの質の向上と活用を促進します。そして、複数の公園や周辺の公共施設などと連携しながら公園機能を分担しネットワーク化することで、地域での公園機能の充実を図るとともに、生物の生息環境にもなっているみどりの保全、身近に感じられるみどりの質の向上を図ります。



西河原公園等のみどりの質の向上、活用の促進

#### 【西部地域】

松沢池公園（通称：春日丘公園）の比較的大規模な公園を適切に維持管理し、みどりの質の向上と活用を推進します。また、複数の小規模公園の機能を周辺の公共施設などと連携しながら公園機能を分担しネットワーク化することで、地域での公園機能の充実を図ります。



松沢池公園、上穂積公園のみどりの質の向上、活用の促進

#### 【北部地域】

北摂山系の豊かな自然環境、里地里山を保全していくとともに、山とまちをつなぐハブ拠点であるダムパークいばきたを、地域交流などに活用できるみどりの拠点として、みどりの質の向上と活用を促進するとともに、山間部の地域資源とのネットワーク化の強化を図ります。また、初期に開発された住宅地の公園施設や街路樹の適切な維持管理、地域に応じたみどりの機能の見直しに取り組めます。



ダムパークいばきたの多目的運動広場の整備など運動施設等の充実